

別表1(第4、5条関係)

区分	医療相談	講演会
補助事業	区民を対象とした、医師による三次予防の視点で実施する医療相談事業で、本市の公衆衛生の向上に寄与すると認める事業※1（概ね2時間以上）	区民を対象とした、医師による三次予防の視点で実施する講演会事業で、大阪市健康推進計画「すこやか大阪21(第3次)」の目標に沿った講演テーマ※1 講演テーマ(一例) (1)「がん」 (2)「循環器疾患」 (3)「糖尿病」 (4)「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」 (5)「こころの健康」 ただし、歯科関係、認知症関係、介護予防関係の講演会は除く。
補助対象経費	事業実施において、最小限に必要な次の経費 ・報償費 医師出務費(25,600 円を上限とする) ・賃金 従事者賃金(9,813 円を上限とし、1 時間当たり1,114 円とする) ・筆耕翻訳料(手話通訳) ・使用料(例:会場・マイク・机・椅子・プロジェクターセット・案内板・看板) ・消耗品費(例:事務用品・看板・パネル) ・印刷製本費(例:周知ビラ・周知ポスター、資料) ・通信運搬費(例:周知ビラ・ポスター郵送料)	事業実施において、最小限に必要な次の経費 ・報償費 講師謝礼(1時間あたり 11,400 円※2を上限とし、2 時間まで) ・賃金 従事者賃金(9,813 円を上限とし、1 時間当たり1,114 円とする) ・筆耕翻訳料(手話通訳) ・使用料(例:会場・マイク・机・椅子・プロジェクターセット・案内板・看板) ・消耗品費(例:事務用品・看板・パネル) ・印刷製本費(例:周知ビラ・周知ポスター、資料) ・通信運搬費(例:周知ビラ・ポスター郵送料)
補助金額	補助対象経費の2分の1以内(1 円未満は切り捨てとする。)、1区1申請者当たり 341,000 円を上限とし、かつ本市の当該年度の予算の範囲内で別表2で定める当該区にかかる補助金交付上限額内とする。	

※1本市の実施する事業と重複していると認められる事業は除く。

※2講義時間が1時間に満たない場合の講師料は、講義1時間当たりの単価をその講義時間を60で除したもので乗じた額とする。また、座談会形式等の講師料は、講義1時間当たりの単価の8割以内の額とする。但し、100円未満の端数が生じた場合は、100円未満は四捨五入する。

別表2

当該区にかかる補助金交付上限額

北	区	682,000 円
都 島	区	341,000 円
福 島	区	0 円
此 花	区	294,000 円
中 央	区	682,000 円
西	区	341,000 円
港	区	0 円
大 正	区	341,000 円
天 王 寺	区	224,000 円
浪 速	区	0 円
西 淀 川	区	0 円
淀 川	区	341,000 円
東 淀 川	区	341,000 円
東 成	区	0 円
生 野	区	341,000 円
旭	区	259,000 円
城 東	区	341,000 円
鶴 見	区	250,000 円
阿 倍 野	区	341,000 円
住 之 江	区	341,000 円
住 吉	区	0 円
東 住 吉	区	276,000 円
平 野	区	341,000 円
西 成	区	100,000 円
合	計	6,177,000 円